

(文化財に関する部分の抜粋)

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)

平成19年2月9日

閣議決定

文化芸術の振興に関する基本的な方針について

〔 平成 19 年 2 月 9 日
閣 議 決 定 〕

政府は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針を別紙のとおり定める。

(別紙)

文化芸術の振興に関する基本的な方針

目 次

まえがき	…1
第1 文化芸術の振興の基本的方向	…1
1. 文化芸術の振興の意義	…1
2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点	…2
(1) 第1次基本方針策定後の諸情勢の変化	…3
(2) 基本的視点	…4
i) 文化力の時代を拓く	…4
ii) 文化力で地域から日本を元気にする	…4
iii) 国, 地方, 民間が相互に連携して文化芸術を支える	…5
3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項	…6
(1) 重点的に取り組むべき事項	…6
i) 日本の文化芸術の継承, 発展, 創造を担う人材の育成	…6
ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進	…7
iii) 文化芸術活動の戦略的支援	…8
iv) 地域文化の振興	…8
v) 子どもの文化芸術活動の充実	…9
vi) 文化財の保存及び活用の充実	…9
(2) 配慮事項	…10
i) 芸術家等の地位向上のための条件整備	…10
ii) 国民の意見の反映等	…10
第2 文化芸術の振興に関する基本的施策	…12
1. 各分野の文化芸術の振興	…12
(1) 芸術の振興	…12
(2) メディア芸術の振興	…13
(3) 伝統芸能の継承及び発展	…13
(4) 芸能の振興	…14

(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及	…14
2. 文化財等の保存及び活用	…14
3. 地域における文化芸術の振興	…16
4. 国際交流等の推進	…17
5. 芸術家等の養成及び確保等	…18
6. 国語の正しい理解	…19
7. 日本語教育の普及及び充実	…20
8. 著作権等の保護及び利用	…21
9. 国民の文化芸術活動の充実	…21
(1) 国民の鑑賞等の機会の充実	…21
(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	…22
(3) 青少年の文化芸術活動の充実	…22
(4) 学校教育における文化芸術活動の充実	…23
10. 文化芸術拠点の充実等	…23
(1) 劇場、音楽堂等の充実	…23
(2) 美術館、博物館、図書館等の充実	…24
①美術館、博物館等の充実	…24
②図書館の充実	…25
(3) 地域における文化芸術活動の場の充実	…25
(4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮	…26
11. その他の基盤の整備等	…26
(1) 情報通信技術の活用の推進	…26
(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	…27
(3) 民間の支援活動の活性化等	…27
(4) 関係機関等の連携等	…27
(5) 顕彰	…28
(6) 政策形成への民意の反映等	…28

演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。

- ・ 伝統芸能の所作や楽器に触れる体験をする機会の提供を通じて、伝統芸能に親しむ人々の拡大を図る。特に、子どもたちが伝統芸能を身近に親しむことができる機会の充実を図る。
- ・ 伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的な技術の継承を図るために、後継者育成及び原材料の確保に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- ・ 芸能の創造活動、人材育成及び普及活動に対して、重点的な支援等を行う。
- ・ 国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- ・ 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、生活に密着した衣・食・住に係る生活文化や、国民の間で定着し、長い間楽しんできた国民娯楽に関する活動を推進する。
- ・ 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、居住する地域等にかかわらず広く普及し、国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

2. 文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映し

て伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- ・ 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月30日発効）に基づき、地方公共団体等と連携して、暫定一覧表への追加を行うなど、我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- ・ 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、情報通信技術や様々な映像技術など多様な手法も用いて、公開及び活用を推進する。特に、史跡等については、必要に応じて史実に基づいた復元等の整備を行うことにより、国民に分かりやすい形での公開を促進する。
- ・ 建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の保存及び活用を図るため、都市行政等他分野との施策の連携を深める。
- ・ 古墳壁画の保存対策として、高松塚古墳については恒久保存方針に沿って古墳から取り出された石室の壁画及び石材の修復を図り、キトラ古墳については剥ぎ取りを行った壁画の修復を図り、適切な保存及び活用に努める。
- ・ 有形の文化財について、その種別や特性に応じて計画的に保存・修復を進める。また、地域の多様な文化財を包括的に保存するための施設等の整備、建造物の安全性の向上、防火・防犯・震災対策、伝統的建造物群保存地区をはじめ文化財集中地域等における総合的な防災対策の検討など、防災対策の充実を図る。その際、科学的な調査研究の成果を生かした取組を推進する。
- ・ 無形の文化財について、伝承者の確保・養成や、用具の製作・修理など、保存伝承のための基盤の充実を図るとともに、記録映像等の活用を図る。

- ・ 独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所は（（注）両法人は平成19年度に統合予定），科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- ・ 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存及び継承を図る。
- ・ 文化財を建造物、美術工芸品等の類型ごとにとらえるのではなく、類型の枠を超えて文化財が一定の関連性を持ちながら集まったものについては総体としてとらえるなど、総合的に把握し、保護する方策について検討する。

3. 地域における文化芸術の振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- ・ 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、舞台芸術など様々な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- ・ 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化施設などの拠点にお